

# 第68回ザよこはまパレード(国際仮装行列)

## 募集要項

「ザよこはまパレード(国際仮装行列)」では、横浜市の花「バラ」をテーマにパレード全体の演出を行います。

参加を希望する団体は、別紙「演出要項」に基づいて「バラの花言葉に因んだ演出」「横浜に因んだ楽曲」を取り入れ、種類ごとのテーマに即した「衣装」「ダンス(パフォーマンス)」による演技を行ってください。

今回の趣旨に賛同し、演出に積極的かつ協力的な団体の参加をお待ちしております。

**開催日 令和2年5月3日(日・祝)**

※荒天の場合は5月4日(月・祝)に順延します。

### 1) パレードの種類とコース・出発時間

パレードの種類	出発時間	コース(会場)
キッズパレード	午前10時45分	山下公園前～新港橋～赤レンガ倉庫前～万国橋 交差点 全長1.4km
スーパーパレード	午前11時15分	山下公園前～新港橋～赤レンガ倉庫前～万国橋～ 馬車道商店街～伊勢佐木町6丁目 全長3.4km

### 2) パレードの種類毎の募集基準と募集团体数

パレードの種類	募集基準	募集数
キッズパレード	主な参加者が小学生の団体	15団体以内
スーパーパレード ○フレンドリーステージ ○ラヴィングステージ ○エレガントステージ	自主演奏とともに一定歩調がとれ、スムーズな 行進が可能な団体	50団体以内

※スーパーパレードへ申込する団体は、別紙「演出要項」からステージを選択してください。

※選考委員会が演出上、必要と認めた時は、募集基準にとらわれず、ステージの変更をお願いする場合があります。

※ キッズパレード並びにスーパーパレードに付き添いの方も、仮装をお願いします。

### 1. 申込方法

参加希望団体は、所定の申込書に必要事項を記入して持参もしくは郵送にてお申込ください。

申込書は参加決定の基礎資料とするため、詳しく記入して下さい。

※初めて参加を希望する団体は、他のイベントの参加実績および演技の内容等が分かる資料(DVD等)を用意し、申込締切の1週間前までに下記事務局に連絡の上お越し下さい。

## 2. 参加料等

**無料** 但し、本パレードに参加するために必要な経費(交通費・飲食費・損害保険料等)は、参加者でご負担下さい。

## 3. 参加基準 ※参加希望団体は以下の条件を承諾の上、申込をするものとします。

### ①フロート(装飾車)の部

- ◆仮装装飾した車輛で、原則として1車輛とします。
- ◆車輛(装飾物含む)の大きさは、幅3m以下、高さ地上3.5m以下、長さ13m以下とします。(厳守しない場合は出場できません)

### ②徒歩の部

- ◆集団の仮装として1団体の参加人員は原則として30名以上70名以内とします。但し、バトンチーム(30名以内)は音楽隊(70名以内)とペアで申し込んで下さい。(規定以内の参加人員を厳守してください。)

- ◆参加者の年齢制限については、小学校1年生(6歳)以上とし、パレードの進行に支障をきたさないことを前提とします。

### ※注意事項

- ◆本パレードが翌日4日に順延の場合も参加可能であること。
- ◆本パレードの趣旨にそぐわない場合や、演技内容がパレード進行の妨げになる等判断した場合には、参加をお断りする場合があります。

※本パレードでは、当日 t v k が番組放送の取材を行います。撮影した映像・音声は t v k の番組やホームページ、各 SNS、動画配信等の著作物等媒体に関係なく使用、または再放送させて頂く場合がありますのでご承知おき下さい。

## 4. 演出について

- ①別紙「演出要項」に基づいて、参加を希望されるステージのコンセプトに添った演出をお願いいたします。
- ②全体の統一演出として、参加者は、各カテゴリー指定の大きな「バラ」を身に付け、花言葉をイメージさせるパフォーマンスを行ってください。また、参加団体のプラカードには各色の大きな「バラ」の花を付けてください。
- ③来年は「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されるにあたって、大会のPRとして横浜市内、神奈川県内で開催される競技を演出の一つとして盛り込んでください。

### ◆横浜市、神奈川県内で開催される競技

- ・横浜市内開催：野球、ソフトボール、サッカー
- ・神奈川県内開催：セーリング(藤沢市)、自転車競技ロードレース(相模原市)

また、1964年東京オリンピックの際に制作された「東京五輪音頭」を2020年大会に合わせてリメイクした「東京五輪音頭-2020-」を演出に取り入れる際は、参加申込書4. ⑦演奏(使用)予定の楽曲に記載してください。

(参考:「東京五輪音頭-2020-」HP <https://tokyo2020.org/jp/get-involved/event/ondo-dance/>)

なお、「東京五輪音頭-2020-」の音源につきましては、横浜市役所、区役所、図書館で貸し出しを行っておりますので、下記URLにある貸し出し窓口で手続きを行ってください。

( <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/tokyo2020/gorinondo.html> )

**注意**：※アンブッシュ・マーケティングに該当しないよう、東京2020オリンピック・パラリンピック関連商標(ロゴ及びデザイン、「東京オリンピック・パラリンピック、Olympic and Paralympic Tokyo 2020」等の名称)の使用を控えて頂くようお願いいたします。

※無断でのロゴ使用や、会場内や周辺で便乗して行う宣伝行為。

## 5. 審査について

- ①スーパーパレード（フロートの部）・スーパーパレード（徒歩の部）、キッズパレードの部の3部門に分けて、テーマに沿った演出・演技をしているかを審査し、順位を決定いたします。  
（テーマ性の尊重並びに統一演出アイテムの使用は、審査基準に含まれます。）
- ②バラの演出が最も優秀な団体に対して、ローズパフォーマンス賞を授与します。

## 6. 参加の可否決定等について

- ①演技の内容、過去の実績等を勘案し、選考委員会にて参加の可否を決定します。
  - ◆招聘並びにフロート団体は除きます。
  - ◆前回の審査の採点が低い団体については、演出内容によっては、お断りする場合があります。  
（パレード終了後、各団体に審査結果をご連絡しております。）
  - ◆初めて申込する参加団体については、演技の内容が分かる資料（DVD等）で審査し、参加の可否を決定します。
- ②参加の可否については、2月中旬までに通知します。  
※参加が決定した団体は、3月下旬に参加者説明会を開催しますので、必ず出席してください。

## 7. 解散地における搬送用車両駐車について

交通事情等による道路状況の悪化から解散地における搬送用車両の駐車については、**各参加団体1台**とします。その他必要な場合は、各団体で確保してください。

## 8. 申込期限

令和元年12月23日（月）午後5時

## 9. 申込先および問合せ先

国際仮装行列実行委員会（横浜商工会議所事業推進部内）  
〒231-8524 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8F  
電話 045（671）7423 FAX 045（671）0131

## ＜参 考＞

### 第 6 8 回ザよこはまパレード（国際仮装行列）

#### 参加団体募集要項

#### 4. 演出について 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」PRの際の注意

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 HP 内  
知的財産権の保護（ <https://tokyo2020.org/jp/copyright/> ）より抜粋

オリンピック・パラリンピックに関する知的財産等の無断使用および不正使用ないし流用は法的にも罰せられます。

オリンピック・パラリンピックに関するエンブレム、ロゴ、用語、名称をはじめとする知的財産は、日本国内では「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。また、日本国政府としても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（東京 2020 大会）を招致するにあたり、国際オリンピック委員会（IOC）に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産等を適切に保護することを誓約しています。

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産として、オリンピックシンボル(五輪のマーク)、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、画像、音声等が挙げられますが、これらは IOC 及び国際パラリンピック委員会（IPC）が定めたオリンピック憲章及び IPC ハンドブックに基づき、日本では、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京 2020）が管理を担当し、その使用には、これら団体からの事前の許諾が必要となります。

東京 2020 大会におけるスポンサーシッププログラムは、オリンピック・パラリンピックに関する商標やロゴをはじめとする知的財産の使用権を中心として構成されています。

スポンサーには、これらの知的財産の使用権の見返りとして、多額の協賛金を拠出いただいております。この資金が、大会の安定的な運営及び日本代表選手団の選手強化における大きな財源となっています。オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用は、アンブッシュ・マーケティングと呼ばれ、IOC、IPC 等の知的財産権を侵害するばかりでなく、スポンサーからの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。

**オリンピック・パラリンピックマーク等の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。**